「週休２日工事」試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】

令和６年９月２４日

（趣旨）

第１　この要領は、宮崎市が発注する建設現場における「週休２日」の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休２日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「「週休２日工事」試行実施要領【農業農村整備事業編】、【森林整備保全事業編】」は別途定める。

（週休２日の定義）

第２　この要領における週休２日の定義は下記のとおりとする。

（１）週休２日対象期間において、１週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、４週８休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

ア　通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ　月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア　夏季休暇３日間及び年末年始６日間

イ　工場製作のみを実施している期間

ウ　工事の全部を一時中止している期間

エ　発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

（３）工事着手日

実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所の設置等の現地での準備作業）を開始した日をいう。

（４）４週８休

通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（８日／２８日）の水準の状態をいう。

月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（８日／２８日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（５）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（６）発注者指定型

発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。

（７）受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。

（試行の対象）

第３　週休２日工事の試行対象は、宮崎市が発注する全ての工事（営繕工事、農業農村整備工事及び森林整備保全工事は除く。）とし、発注者指定型による発注を原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、受注者希望型で発注することができる。ただし、緊急工事、年間維持工事など、週休２日を確保することが困難な工事は週休２日工事の対象外とすることができる。

２　週休２日工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休２日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）等　例

○　その他の事項 本工事は、週休２日工事の試行対象工事〔一般土木・上下水道整備工事〕（発注者指定型）（受注者希望型）である。

特記仕様書記載例（第１章第○○条に記載するものとする。）

第○○条　休日の確保 本工事は、週休２日工事の試行対象工事（発注者指定型）（受注者希望型）である。 試行にあたっては、『「週休２日工事」試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】』に基づき行う。 試行実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる。

（実施手続）

第４　発注者指定型においては、次の各項の規定を適用し、受注者希望型においては、受注者は工事着手前に週休２日工事の実施について発注者と協議するほか、週休２日工事の実施を希望する場合は、次の各項の規定を適用する。なお、受注者は、週休２日工事の実施を希望しない場合は、その理由を明らかにし発注者に通知するものとし、次の各項の規定は適用しない。

（１）受注者は、施工計画書に週休２日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。また、計画工程表には週休２日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。なお、計画工程表を変更する場合も同様とする。

（２）受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者と協議するものとする。なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。

（３）受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。なお、週間工程表等により、現場閉所の状況を共有できる場合は、毎月の確認は不要とする。

（４）受注者は、週休２日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。

（５）受注者は、週休２日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

（工事費の積算）

第５　発注者は、月単位の週休２日（４週８休以上）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日（４週８休以上）に満たないものは、請負代金額の補正係数を通期の週休２日（４週８休以上）に変更するが、その際、４週８休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

受注者希望型においては、当初は週休２日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所実績に応じた補正係数を乗じて変更契約するものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表１及び別表２に示す補正係数を乗じるものとする。

補正係数

	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03

（工事成績評定）

第６　月単位の週休２日（４週８休以上）の現場閉所が達成された場合には、工事成績評定にて評価するものとする。

（留意事項）

第７　週休２日工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

（１）受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア　災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ　異常気象時における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ　降雨、降雪等による予定外現場閉所日。

エ　現場見学会等、現場を公開する場合

オ　アからエまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議

により決定するものとする。

（２）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないこととする。

（３）受注者が週休２日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休２日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１か月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

附　則

１　この要領は、令和６年１０月１日から施行し、令和６年１０月１日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。

２　『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年１０月１日施行)』は廃止する。なお、この要領の施行前に、『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年１０月１日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

別表１

市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付枠工		1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルービング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表２

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
浸水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ﾉｱｺｰｷﾝｸﾞ式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.02